

米子市の補助金の現況と課題について

1 補助金の概要

(1) 補助金とは

広く補助金とは、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。(地方財政小辞典ぎょうせい)

米子市においては、国等から補助金の交付を受ける場合の補助金と民間等に対して交付する場合の補助金が存在するが、本委員会で議論する補助金は、本市が民間等に対して交付する補助金を対象としている。

【参考】補助金の歳出予算科目

「19節 負担金・補助及び交付金」及び「22節 補償、補填及び賠償金」
一般的には19節を指すが、決算統計上は22節を含む。

(2) 補助金の性格

地方公共団体が事業を実施する場合においては、まず当該地方公共団体が全額事業費を負担することが、大原則であり、例外的に国の負担金等の規定が設けられている(地方財政法)。この考え方を念頭に置かなければ、ある団体等が自らの事務事業を行うに際しては、その経費については、自らが負担することが原則であり、補助金の交付とは、行政から他へ、ある目的を達成するために財源を移転するという例外的な行為であることを認識する必要がある。

(3) 補助金の法的根拠とその解釈

ア 法的根拠

補助金の法的根拠は、地方自治法に規定されている。

《地方自治法第232条の2の規定》

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 公益上の必要の解釈

公益上必要があるか否かは、首長及び議会が個々の事例に即して認定することとなるが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。(行政事例 昭28.6.29)

ウ 補助金の支出制限

憲法八九条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。

2 補助金の現状 平成18年度予算措置分（負担金を除く。）

(1) 総件数、総額等

総件数	総額	左のうち一般財源分
207件	1,354,410千円	967,357千円

(2) 交付先の内訳

区分	件数(件)	左の割合(%)	金額(千円)	左の割合(%)
個人・企業	45	21.7	305,509	22.6
公共的団体等	138	66.7	666,445	49.2
外郭団体等	21	10.1	330,936	24.4
その他	3	1.5	51,520	3.8
合計	207	100.0	1,354,410	100.0

公共的団体等：米子市の外郭団体等を除く、社会福祉法人、協同組合、任意団体等

外郭団体等：(社福)米子福祉会、(社福)米子市社会福祉協議会、(財)米子市教育文化事業団、(社団)米子市広域シルバー人材センター、米子市土地改良協会、(財)中海水鳥国際交流基金財団、(財)米子市勤労者福祉サービスセンター、(財)米子市学校給食会、米子市観光協会、米子市体育協会、(財)とっとりコンベンションビューロー

その他：水道事業管理者、市議会各派、投票管理者

(3) 財源別の内訳

区分	件数(件)	左の割合(%)	金額(千円)	左の割合(%)
国県等の補助があるもの	61	29.5	676,847	50.0
市単独のもの	146	70.5	677,563	50.0
合計	207	100.0	1,354,410	100.0

国県等の補助があるもののうち、すべて特定財源で賄われる補助金は、5件、12,528千円

(4) 交付金額階層別の内訳

区 分	件数(件)	左の割合(%)	金額(千円)	左の割合(%)
～ 10万円未満	24	11.6	1,238	0.1
10万円～ 50万円未満	49	23.7	11,578	0.9
50万円～ 100万円未満	27	13.0	17,596	1.3
100万円～ 500万円未満	54	26.1	136,009	10.0
500万円～1000万円未満	16	7.7	109,858	8.1
1000万円～	37	17.9	1,078,131	79.6
合 計	207	100.0	1,354,410	100.0

【参考】交付額の合計が高い補助金の一覧(上位10位)

名 称	交付先	金額(千円)	所管課
米子市民間認可保育所事業費補助金	各私立保育園	113,251	児童家庭課
私立幼稚園就園奨励費補助金	保護者	81,800	学校教育課
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	65,881	長寿社会課
情報通信関連企業立地補助金	該当企業	66,000	商工課
小規模作業所等運営費補助金	社会福祉法人等	57,500	健康対策課
私立幼稚園運営費補助金	各私立幼稚園	56,588	学校教育課
米子市民間認可保育所事業費補助金	米子福祉会	55,193	児童家庭課
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	浄化槽設置者	48,861	業務課
小規模作業所運営費補助金	民間福祉団体	41,595	障がい者支援課
観光協会補助金	米子市観光協会	38,418	観光課

(5) 補助開始年度別の内訳

区 分	件数(件)	左の割合(%)	金額(千円)	左の割合(%)
平成 18 年度	7	3.4	14,879	1.1
平成 17 年度～平成 15 年度	47	22.7	210,399	15.5
平成 14 年度～平成 10 年度	43	20.8	187,073	13.8
平成 9 年度～平成 元年度	42	20.3	379,051	28.0
昭和 63 年度～	68	32.8	563,008	41.6
合 計	207	100.0	1,354,410	100.0

(6) 所管別の内訳

区 分	件数(件)	左の割合(%)	金額(千円)	左の割合(%)
総務部	7	3.4	13,824	1.0
企画部	15	7.2	74,779	5.5
市民環境部	4	1.9	2,360	0.2
福祉保健部	48	23.2	545,032	40.2
経済部	79	38.2	374,944	27.7
建設部	7	3.4	22,295	1.6
下水道部	2	1.0	49,661	3.7
人権政策部	4	1.9	7,756	0.6
教育委員会	27	13.0	234,513	17.3
その他委員会等	2	1.0	16,614	1.2
淀江支所	12	5.8	12,632	0.9
合 計	207	100.0	1,354,410	100.0

3 補助金に対する課題認識

(1) 公益性の判断基準の再検証

市は、公益上必要がある場合において補助金を交付することができることとなっているが、公益性の判断については、最終的には議会において補助金を含む予算案を承認してもらうことにより一定の客観性が保たれているとは言え、実質的には、毎年度の事務事業評価（内部評価） 予算要求、予算査定において内部的に様々な判断基準により行っているのが実態であり、当該判断の客観性・統一性を図るため、改めて公益性の判断基準を再検証する必要がある。

(2) 交付基準の明確化

市は、公益上必要があると認められる場合においても、限られた財源の中で補助金交付の是非や補助内容（補助率、補助限度額、補助対象経費等）を個別に精査する必要があるが、そのための交付基準については、過去の予算査定の実績による査定基準が結果として個別的なルールとして存在しており、全庁的なルールとして明確になっていないことから、その明確化を図る必要がある。

(3) 補助金総額の削減

補助金の交付は、一部義務的なものがあるものの、基本的には、公益性の判断のもと市の一定の自由裁量で行うべきものであり、この裁量の発揮は、当然に限られた財源の中で補助金交付に配分可能な財政能力を念頭に置きながら行われなければならない。本市は、今、危機的な財政状況の中で財政健全化の取組を進めているが、今後の歳出削減に向けた取組においては、この裁量的な補助金にあっては、他の歳出に優先し大幅な総額の削減を目指す必要がある。

【参考】赤字団体等に対する法律上の規制

地方財政再建促進特別措置法を準用している団体又は歳入欠陥を生じたいわゆる赤字団体が、(中略)寄附金等を支出する場合において、その総額から特定財源による支出分を控除した金額が、前年度の基準財政需要額の100分の1をこえるときは、あらかじめ総務大臣(政令で定める市以外の市町村は、都道府県知事)に協議し、その同意を得なければならない。(再建法二三2)

(4) 補助金の既得権化

補助金の交付が長期にわたることにより、受け手側は、その財源をあてにして事業運営を行うこととなり、受け手側の団体等の自立を妨げることにつながる。また、補助金の財源が固定化することにより、新たな行政需要に対応できないといった弊害が生じている。

(5) 第三者による補助金の効果等の検証及び評価

補助金による効果等を第三者により客観的に検証・評価してもらうことにより、市民に対する説明責任の質的向上を図る必要がある。

【参考】先進的な他都市においてチェックが必要であると指摘されている項目

補助金の効果は具体的に説明できるほど明確か

補助金が既得権化していないか

交付団体の当該事業における決算額による繰越額等が妥当か

補助対象経費は妥当か(飲食費等、補助事業に直接関係のない経費が対象になっていないか)

補助金を受ける側の組織維持のための補助になっていないか

補助金の終期を設定しているか 等